

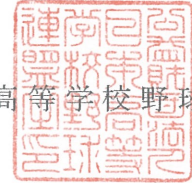


日本高野連発第19-0092号  
令和2年1月8日

都道府県高等学校野球連盟 会長 殿  
都道府県高等学校野球連盟  
理事長、専務理事、代表理事 殿  
審判委員 各位  
加盟校 学校長 殿  
同 野球部 責任教師 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟

会長 八 田 英 二



### 捕手（審判含む）用マスク S G 基準適合品の使用義務化について

平成29年1月11日付（日本高野連発16-0087号）でお知らせしておりました通り、2017年から3年間を猶予期間としていた「捕手（審判含む）用マスク S G 基準適合品」の使用を2020年のシーズンインより義務付けます。

これにより、当連盟におきましては今回の「捕手用（審判含む）マスク」に加え従来からの「野球用ヘルメット」「非木製バット（金属製バット）」「軟式野球用ヘルメット」「野球用捕手ヘルメット」「野球投手用ヘッドギア」「野球用胸部保護パッド」が、S G 基準適合品の使用必須用具となります。

なお、「捕手用（審判含む）マスク」の S G マーク（シール）については製品の構造上、細いフレーム部にシールを貼付した形式となっており、剥がれてしまうと外見だけでは適合品か否かの判断が付きません。従ってすでに S G 対象品を購入され使用しているものについては、シールがしっかり付いているか十分にご確認いただき、S G マーク（シール）が剥がれそうなものは速やかに購入店に依頼し再度貼付してもらってください。このシール再貼付は、メーカーでしか出来ない目視による傷、歪みなどのチェックを行うことになっており2～3週間の時間を要します。目視による点検後、使用に問題があるようであればシールの貼付が出来ません。早めに点検し、シーズン開幕に備えていただきますようご協力のほどお願いいたします。

以上